株式会社エー・ピーホールディングス
証券コード：3175

第23期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2024年６月27日（木曜日）
午前10時30分
（受付開始予定時刻：午前10時）

開催場所
東京都豊島区西池袋2-37-4
としま産業振興プラザ
６階多目的ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

AP HOLDINGS

＜決議事項＞

議案　第１号議案：剰余金の処分の件
第２号議案：監査等委員でない取締役４名選任の件
第３号議案：監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

株 主 各 位

証券コード 3175
2024年６月12日
（電子提供措置の開始日　2024年６月５日）

東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第２ビル１F

株式会社エー・ピーホールディングス

代表取締役会長 兼 社長　**米山　久**

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://ap-holdings.jp/ir/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えてインターネット又は書面の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年６月26日（水曜日）午後６時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2024年６月27日（木曜日）午前10時30分（受付開始予定時刻：午前10時）**
2 場　　所	東京都豊島区西池袋2-37-4 **としま産業振興プラザ６階多目的ホール** （前回の定時株主総会と開催会場が異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。）

3 目的事項	**（1）報告事項：**	1. 第23期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第23期（2023年４月１日から2024年３月31日まで） 計算書類の内容報告の件
	（2）決議事項：	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次に掲げる事項につきましては、電子提供措置事項のうち、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に送付する交付書面には記載しておりません。https://ap-holdings.jp/ir/
  ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保する体制の運用状況」
  ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  従って、本書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日　時　**2024年6月27日（木曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　**2024年6月26日（水曜日）午後６時50分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　**2024年6月26日（水曜日）午後６時50分入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の 2 次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2024年 6 月26日（水曜日）午後 6 時50分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

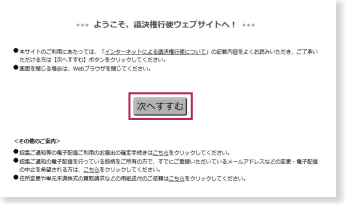

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

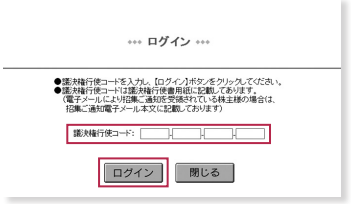

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

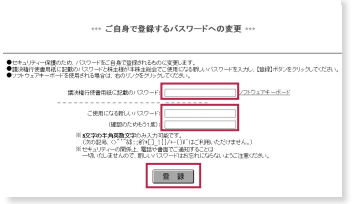

・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当期の剰余金の配当につきましては、期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ながら普通株式につきましては、引き続き無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当の一部を実施いたしたいと存じます。優先株式の配当金は累積型となっており、配当金が定款に定める優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積することになります。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

その他の剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額
　　その他資本剰余金　　1,427,057,870円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　1,427,057,870円

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　①A種優先株式　１株につき　79,812.61円　総額　79,812,610円
　　②B種優先株式　１株につき　46,291.31円　総額　13,887,393円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月28日

第２号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件

現在の監査等委員でない取締役４名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び各自の専門性の高い分野等を総合的に検討した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	
1	米山（よねやま）　久（ひさし）	代表取締役会長 兼 社長	再任
2	横澤（よこさわ）　将司（まさし）	執行役員	新任
3	佐竹（さたけ）　祐樹（ひろき）	上席執行役員	新任
4	近内（こんない）　理恵（りえ）	執行役員	新任

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 よね　やま　ひさし 米山　久 （1970年11月９日生）	2001年10月　㈲エー・ピーカンパニー（現当社）設立 代表取締役社長 2013年６月　㈱新得ファーム　代表取締役（現任） 10月　㈱カゴシマバンズ　取締役（現任） 2015年10月　MTRインベストメント㈱代表取締役（現任） 2020年６月　当社 代表取締役 社長執行役員CEO 2022年11月　当社　代表取締役　会長兼ファウンダー ㈱地頭鶏ランド日南　取締役（現任） 2023年９月　当社　代表取締役会長　兼　社長（現任）	普通株式 5,444,300 株
	■ 取締役候補者とした理由 米山久氏は、当社の創業者であり、当社及びグループ会社の成長を牽引し、長年にわたり代表取締役社長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。2023年９月より代表取締役会長 兼 社長として当社のグループ戦略の実現を図り、グループ全体の監督を適切に行っております。このことから当社のグループ経営に適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	 横澤将司（よこさわまさし） （1977年10月４日生）	2001年４月　㈱平田牧場　入社 2011年11月　当社　入社 2016年９月　当社　魚事業部　事業部長 2019年６月　当社　執行役員（現任） ブランド開発室室長 魚事業部本部長 北海道塚田事業部　本部長 2023年11月　㈱エー・ピーカンパニー　代表取締役（現任）	―

■ 取締役候補者とした理由

横澤将司氏は、当社入社後より魚事業部、ブランド開発の統括を行うなど、事業開発に重要な経験及び知見を有しており、子会社である㈱エー・ピーカンパニー代表取締役を務めております。当社及びグループ会社の事業活動に関し、豊富な経験と高度の知識を有することから、当社取締役として適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	 佐竹祐樹（さたけひろき） （1977年２月10日生）	2005年８月　㈱レインズインターナショナル　入社 2015年４月　当社　入社 執行役員 開発本部　本部長（現任） 2023年６月　当社　上席執行役員（現任） 2023年11月　㈱エー・ピーカンパニー　取締役（現任） ㈱地頭鶏ランド日南　取締役（現任） ㈱塚田農場プラス　取締役（現任）	普通株式 5,000株

■ 取締役候補者とした理由

佐竹祐樹氏は、同氏が大手飲食企業在籍時の経験を通じ、幅広い知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かし、当社の出店開発に大きく貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したことから、当社取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	 近内 理恵（こんない りえ） （1982年４月２日生）	2005年４月　㈱ミカ/ファンクション　入社 2008年11月　当社　入社 2018年８月　当社マーケティング本部　副本部長 2019年５月　当社ブランドコミュニケーション部　部長 2022年７月　当社　執行役員 食トレンド研究センター　センター長 兼 海外・新規事業本部デリバリー事業推進部プロジェクトリーダー 兼　ブランドコミュニケーション部　部長 2023年４月　当社　執行役員（現任） マーケティング本部 本部長 兼　マーケティング本部　ブランドコミュニケーション部　部長 兼　食トレンド研究センター　センター長 兼　事業統括本部　魚駈走くん事業部	普通株式 5,000株

■ 取締役候補者とした理由

近内理恵氏は、前職でのＷｅｂマーケティングや人材開発などの事業活動の経験をもとに、当社入社後も当社及びグループ会社の事業活動に関し、マーケティング戦略や消費者行動の分野において多角的な視点での経営判断を実行してきた経験を有しており、当社取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

（注）１．米山久氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
２．当社は、米山久氏が代表取締役を務めるMTRインベストメント㈱との間に研究宿泊施設利用取引において契約を締結しております。
３．横澤将司氏、佐竹祐樹氏及び近内理恵氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．当社は、米山久氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、会社法第430条の２第１項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。また横澤将司氏、佐竹祐樹氏及び近内理恵氏が選任された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現在の監査等委員である取締役３名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	
1	尾崎 智史（おざき ともふみ）	－	新任　社外　独立
2	田路 至弘（とうじ よしひろ）	社外取締役監査等委員	再任　社外　独立
3	小栗 悠夫（おぐり ひさお）	－	新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立	 おざき ともふみ 尾崎 智史 （1986年1月27日生）	2007年 8 月　株式会社TAC　入社 11月　公認会計士　合格 2009年 1 月　監査法人アヴァンティア　入所 2011年10月　公認会計士登録 尾崎公認会計士事務所　所長（現任）	—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

尾崎智史氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の豊富な知見のほか、監査法人における企業監査での内部統制の評価やリスク管理の支援などの経験を経て、企業の経営に関する幅広い見識を有しております。当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	 田路至弘（とうじよしひろ） （1959年８月21日生）	1982年４月　㈱神戸製鋼所　入社 1988年10月　司法試験　合格 1991年４月　弁護士登録　岩田合同法律事務所　入所（現任） 1997年８月　リチャード・バトラー法律事務所（パリ・ロンドン）にて執務 2011年６月　TANAKAホールディングス㈱　社外監査役（現任） 2018年６月　当社　社外取締役 2020年６月　当社　社外取締役監査等委員（現任）	普通株式 200株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田路至弘氏は、弁護士の観点から殊にコンプライアンス面で有益なご助言・ご指導を戴けることを期待しています。加えて、他社の社外役員などの経験が豊富な点や、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC）客員教授としての経験などから、経営全般についてのご助言も期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役の在任期間は６年（うち監査等委員としての在任期間は4年）となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	 小栗悠夫（おぐりひさお） （1980年12月13日生）	2008年12月　弁護士登録 東京テミス法律事務所　入所 2010年８月　弁護士法人ベリーベスト法律事務所　入所 2014年３月　小栗総合法律事務所　代表（現任）	―

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小栗悠夫氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、殊に店舗開発などの不動産取引における法的リスクの知見を活かし、有益なご助言・ご指導を戴けることを期待しています。また、企業活動を適切かつ透明に行うためのガバナンス強化や透明性確保におけるご助言を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．尾崎智史氏、田路至弘氏及び小栗悠夫氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、田路至弘氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また尾崎智史氏、小栗悠夫氏が選任された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。なお、当該契約は、会社法第430条の２第１項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
４．当社は、田路至弘氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。当社は、同氏が原案どおり再任された場合は、あらためて同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また尾崎智史氏及び小栗悠夫氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。
６．当社は、田路至弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また尾崎智史氏及び小栗悠夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合には、当社は、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式報酬付与のための報酬等の額は、2022年６月28日開催の第21期定時株主総会において、金銭報酬債権として年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、発行又は処分する株式の総数は年40,000株以内とし、譲渡制限期間については「割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認をいただいておりました。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、対象取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みの強化や株主の皆様との一層の価値共有を長期間にわたって実現することを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を改定することとしたく、ご承認をお願いしたく存じます。

報酬枠につきましては、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）にそれぞれ改定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、譲渡制限期間を株式の割当を受けた日より当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間、譲渡制限の解除条件を譲渡制限期間の開始日以降、３年が経過する日以上で当社の取締役会が予め定める日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことにそれぞれ改定いたします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は4名となります。

【改定後の本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

１．譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。)。

２．譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、３年が経過する日以上で当社の取締役会が予め定める日までの期間（以下「役務提供期間」という。)、継続して当社又は当社子会社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

３．本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記２．の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

４．組織再編等における取扱い

上記１．の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場

合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

5．業績条件を設定した場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件の達成度に応じて、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、合理的に調整するものとする。この場合、当社は上記３．の定めに従い、当社の取締役会において予め設定した業績条件の達成度が確定した時点をもって、業績の達成度に応じた数の本割当株式を当然に無償で取得する。

6．その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）第23期定時株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

	経営全般	ブランド・出店戦略	マーケティング	商品開発	IT・DX	財務・会計	法務・リスク管理	備　考
米山　　久	○	○						
横澤　将司			○		○			
佐竹　祐樹		○						
近内　理恵			○	○				
尾崎　智史						○		公認会計士
田路　至弘							○	弁護士
小栗　悠夫		○					○	弁護士

（注）各人の有するスキルのうち主なもの最大２つに○を附しております。

以　上

事業報告（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが５類に移行し、個人消費やインバウンド需要の増加等により、経済社会活動の正常化が進み、回復基調にあります。

外食産業におきましては、需要回復の兆しが見られるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした資源価格や為替の変動による物価の上昇と人手不足の問題の深刻化、人件費の高騰などが与える様々な価格への影響も懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、消費環境の変化に対応し、既存事業のリブランディングを進め、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。また、人的資本経営を引き続き推進し、商品開発機能・マーケティング機能・クリエイティブ機能を前線化させる事業部採算制を導入することで、各ブランド単位での戦略の企画・立案・実行が可能となり、グループ全体の持続的な成長と企業価値の更なる向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は20,598百万円（前年度比19.9％増）、営業損失は111百万円（前年度は営業損失1,734百万円）、経常損失は74百万円（前年度は経常損失1,103百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は452百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,312百万円）となりました。

	第22期 (2022年度)	第23期 (2023年度)	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	17,175	20,598	19.9%増
営業損失（△）	△1,734	△111	―
経常損失（△）	△1,103	△74	―
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△1,312	△452	―

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

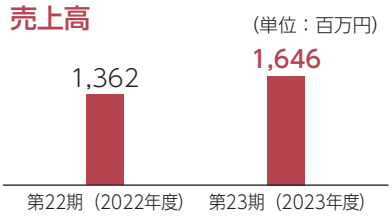

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏の生産事業及び、鮮魚・青果物などの生産並びに流通事業を行っております。食産業全般において、仕入価格の不安定化が事業課題になっておりますが、当社グループにおいては主要食材を当社グループ会社や安定した契約農家などから調達できることが事業の安定化に繋がっており、それが強みとなっております。直近では、販売事業の売上高が増加したことにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は徐々に増加しており、加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,646百万円（前年同期比20.9%増）、セグメント利益は95百万円（前年同期はセグメント損失12百万円）となりました。

販売事業

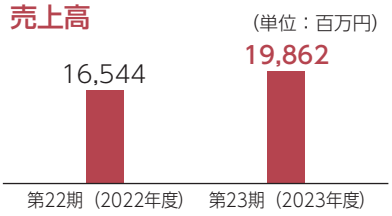

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗及び中食事業を運営しております。行動制限の緩和による経済活動の活性化やインバウンド需要の増加に伴い、客数は順調な回復傾向となっており経済活動の正常化が進みました。

国内飲食事業では、このような消費環境の変化に対応し、既存事業のリブランディングを進め、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。また、人的資本経営を引き続き推進し、商品開発機能・マーケティング機能・クリエイティブ機能を前線化させる事業部採算制を導入することで、各ブランド単位での戦略の企画・立案・実行が可能となり、グループ全体の持続的な成長と企業価値の更なる向上を図っております。

当社は、人的資本経営の推進の一環として、本社の直接管理となっていた事業部門に対して、事業部採算制を導入し、各事業責任者が、事業利益に対する責任だけではなく、組織マネジメントから収益までの全てを管理する、「自走していく組織」を実現するための環境整備を行いました。

具体的には、本部のマーケティング部門・クリエイティブ部門・商品開発部門を前線化し、事業に紐づく費用を各事業部門へ移管することで、不透明であった純粋本部のコストが明確化され、不要なコストの削減効果が見られております。

塚田農場業態では、日本相撲協会のオフィシャルスポンサー契約を締結し、10月12日～11月30日の期間を「大相撲 塚田場所」と題し、全国の塚田農場で特別メニューを提供いたしました。今後ともお客様にご満足いただける付加価値商品をはじめとした食体験を提供し、「食のあるべき姿を追求する」を体現してまいります。

サスティナビリティへの取り組みでは、塚田農場をはじめとする各ブランドが実施するデリバリーサービスにおいて、プラスチックと比べ、LCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から 80%以上の二酸化炭素排出量削減効果が期待できる、「バガス」を用いたエコ資材容器に切り替えをいたしました。食をとりまく様々な問題が山積する中で、環境や資源の問題に配慮し取り組むことも、日本各地の素晴らしい食や食文化の持続・継承に必要なことであり、看過できない大切な課題であると考え、引き続き継続してまいります。

また、国内飲食事業以外では、海外事業につきましては、中国国内の景気減速に伴う香港情勢の不安定さはあるものの、進出から8年目を迎えるインドネシア事業は引き続き堅調であります。当社連結子会社で運営する中食事業も宅配弁当やエキナカ、商業施設店舗での弁当販売が引き続き堅調であり当連結会計年度では過去最高の売上高と営業利益を達成いたしました。また、当社グループの強みである生産者との繋がりを生かして、自社製造する全てのお弁当で使用している秋田県大潟村産「あきたこまち」の生産者を招き、塚田農場OBENTO&DELI店頭でのお弁当販売を通じてお客様に「あきたこまち」の魅力をお伝えする生産者交流イベントを開催いたしました。塚田農場のお弁当を支えている「あきたこまち」を育てる生産者との交流を機に、大潟村や「あきたこまち」の魅力を積極的に発信し、引き続き一次産業の活性化に寄与してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は19,862百万円（前年同期比20.1％増）、セグメント損失は207百万円（前年同期はセグメント損失1,722百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は380,484千円であり、主に販売事業における国内外での外食店舗の出店によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関より短期借入として3,574,815千円及び新株予約権の行使により489,013千円の資金調達を行いました。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は2,000,000千円で、借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

① 店舗の収益性の維持、向上

外食業界においては、従前から低価格志向と景気が改善傾向にあることによる高価格志向の二極化の傾向が見られましたが、価格競争だけでなくサービス力や商品力のある高付加価値を提供している企業の収益は好調に推移しております。その中で当社グループの販売事業は、第一次産業との繋がりを強みに、マーケット状況に応じた商品投入を図りながら生産情報などの付加価値を提供することで中価格帯とされる平均客単価4,000円前後を維持又は向上させる戦略をとる方針です。また、新規事業・海外事業は事業展開の業態・エリアの選別を図り、選択と集中を果敢に実行することで業績向上を推進してまいります。加えて、宅配弁当事業やEC事業の販売強化などの外食以外の事業は、中期的に販売形態の多角化を継続して検討していく方針です。また、本部経費につきましても不要なマーケティング費用や販売促進費用の見直しを行った結果、グループ全体の収益性が向上いたしましたので、引き続き筋肉質な体制維持に努めてまいります。

② 提携産地の開拓と取組産業の拡充

当社グループの生産流通事業は、宮崎県、鹿児島県、北海道を主な提携産地として、畜産業（地鶏）及び漁業（鮮魚）を主な取組産業として自社生産及び流通を行っております。今後、全国の第一次産業の生産地と直接提携関係の構築を進めながら、卸売市場や仲卸を通さない漁業生産者との直接ネットワークの拡大と、取扱品目拡大の取り組みを継続していく方針です。また、第一次産業の生産地と強い繋がりを持つ当社グループだからこそ持続可能な社会の実現、豊かな食文化の発展に貢献してまいりたいと考えております。さらには当社グループの持続的な成長や企業価値向上をもたらすべく、サスティナビリティ活動にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

③ 生産流通事業の体制強化及び収益性の維持、向上

当社グループの生産流通事業は、地鶏、青果物や鮮魚などの主要食材について、農漁業生産者との直接取引又は自社生産による中間流通コストの圧縮とともに、生産の過程で生じる余剰品や未利用品の商品化や「今朝獲れ便」による鮮度向上等の付加価値向上を行っております。また、生産流通事業における施設面、人材面の体制は、当社グループの事業規模に合わせて順次整備を行ってまいりました。一般的に生産面では計画から収穫・出荷までの生産期間、流通面では流通経路等の整備に相応の期間を要するため、中長期的な観点から、養鶏場や加工場、物流拠点などの施設管理と、農漁業や物流・加工などの専門知識、技術を有する人材の採用と教育を行っていく方針です。

④ 人材の確保及び教育の強化

当社グループでは、今後の成長には、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少する中で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社グループの企業理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、人材の確保に積極的に取り組んでまいります。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用及び管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。人材の教育については、新たにHR本部人材開発部を設置し、社内教育体制の強化を図っております。

⑤ 衛生管理・環境問題対応の強化、徹底

食産業においては、食中毒や食品アレルギーなど食品事故の発生により、食品の安全性、商品表示の正確性に対する社会的な要請が強くなっております。また、食品ロスやプラスティックの廃棄など環境への配慮も強く求められております。当社グループの各店舗、事業所では、HACCPに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や生産子会社への監査及び外部検査機関による検査と改善を行います。加えて、商品表示・環境問題への啓蒙等を行うことで、今後も食産業に求められるコンプライアンス体制の強化を行っていく方針です。

⑥ 経営管理組織の充実

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、ダイバーシティを考えた組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員会監査並びに監査法人による監査との連携を強化して、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：千円)

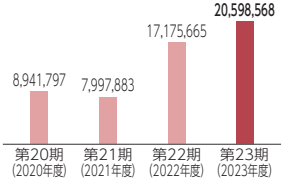

営業損失（△） (単位：千円)

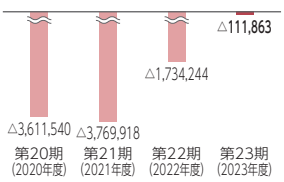

経常利益又は経常損失（△） (単位：千円)

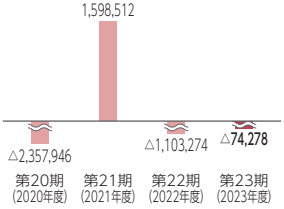

親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△） (単位：千円)

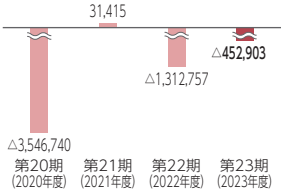

1株当たり当期純損失（△） (単位：円)

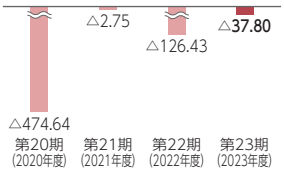

総資産 (単位：千円)

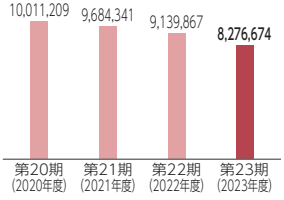

純資産 (単位：千円)

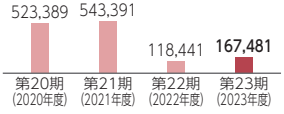

1株当たり純資産額 (単位：円)

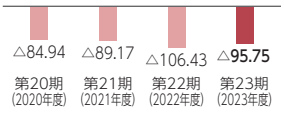

		第20期 (2020年度)	第21期 (2021年度)	第22期 (2022年度)	第23期 (当期) (2023年度)
売上高	(千円)	8,941,797	7,997,883	17,175,665	20,598,568
営業損失（△）	(千円)	△3,611,540	△3,769,918	△1,734,244	△111,863
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△2,357,946	1,598,512	△1,103,274	△74,278
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△3,546,740	31,415	△1,312,757	△452,903
1株当たり当期純損失（△）	(円)	△474.64	△2.75	△126.43	△37.80
総資産	(千円)	10,011,209	9,684,341	9,139,867	8,276,674
純資産	(千円)	523,389	543,391	118,441	167,481
1株当たり純資産額	(円)	△84.94	△89.17	△106.43	△102.14

② 当社の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：千円)

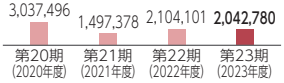

営業損失（△） (単位：千円)

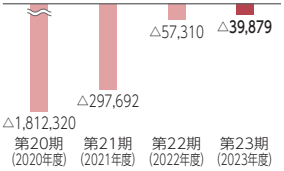

経常利益又は経常損失（△） (単位：千円)

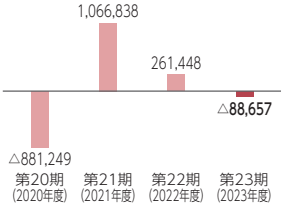

当期純利益又は当期純損失（△） (単位：千円)

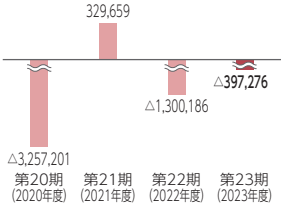

1株当たり当期純利益又は当期純損失（△） (単位：円)

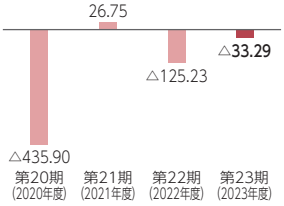

総資産 (単位：千円)

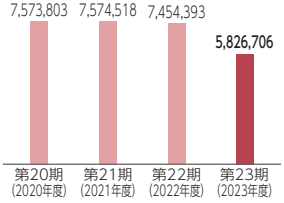

純資産 (単位：千円)

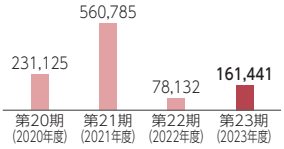

1株当たり純資産額 (単位：円)

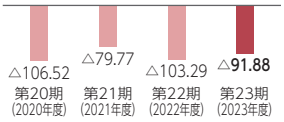

		第20期 (2020年度)	第21期 (2021年度)	第22期 (2022年度)	第23期 (当期) (2023年度)
売上高	(千円)	3,037,496	1,497,378	2,104,101	2,042,780
営業損失（△）	(千円)	△1,812,320	△297,692	△57,310	△39,879
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△881,249	1,066,838	261,448	△88,657
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△3,257,201	329,659	△1,300,186	△397,276
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	(円)	△435.90	26.75	△125.23	△33.29
総資産	(千円)	7,573,803	7,574,518	7,454,393	5,826,706
純資産	(千円)	231,125	560,785	78,132	161,441
1株当たり純資産額	(円)	△106.52	△79.77	△103.29	△98.27

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
㈱エー・ピーカンパニー	1,000千円	100.0%	飲食店経営
㈱地頭鶏ランド日南	4,200千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
㈱新得ファーム	3,000千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
AP Company International Singapore Pte.,Ltd.	4,500,000SGD	100.0%	飲食店経営
㈱エーピーアセットマネジメント	10,000千円	100.0%	ファンドへの出資の募集及び運用
エー・ピー投資事業有限責任組合	185,048千円	50.0% (0.1%)	６次産業化事業体への投資
㈱カゴシマバンズ	31,500千円	74.25% (25.0%)	地鶏の飼育、加工、販売
新鮮組フードサービス㈱	20,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Company USA Inc.	500,000USD	100.0%	飲食店経営
AP Company Kalakaua LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Bijinmen 1 LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
㈱塚田農場プラス	20,000 千円	100.0%	弁当製造販売
AP Company Hong Kong Co.,Limited.	36,750,000HKD	100.0%	経営管理
AP Place Hong Kong Co., LTD.	14,700,000HKD	100.0%	飲食店経営
PT.APC International Indonesia	12,969,000千IDR	100.0% (99.0%)	飲食店経営
㈱リアルテイスト	10,000千円	100.0% (100.0%)	飲食店経営

(注) 1.議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2.㈱APスタンディングフーズ、㈱AP B.CUE及び㈱AP Restoryは、2023年12月1日付で㈱エー・ピーカンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

（11）主要な事業内容

事業別	事業内容
生産流通事業	地鶏の生産、青果物の直接買入及び販売　他
販売事業	店舗における飲食店経営、ライセンス販売、弁当製造販売　他

（12）主要な営業所及び工場

① 主要な営業所

業　態	店舗数	主要店舗
居酒屋事業	66店舗	宮崎県日南市塚田農場・鹿児島県霧島市塚田農場・北海道シントク町塚田農場・炭火焼鳥塚田農場　など
専門店事業	47店舗	四十八漁場・芝浦食肉・希鳥・若どり屋　など
レストラン事業	21店舗	しゃぶしゃぶつかだ・串亭・立ち寿司・裏の山の木の子　など
海外	20店舗	シンガポール・アメリカ合衆国・香港・インドネシア

② 主要な生産拠点

所在地	施設名	内　容
宮崎県日南市	雛センター	種鶏の飼育、孵化
	処理場	食鳥処理
	加工場	食肉二次加工
宮崎県東諸県郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
北海道上川郡新得町	養鶏場	食鳥処理、食肉二次加工
鹿児島県霧島市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
	雛センター	種鶏の飼育、孵化

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前連結会計年度末比増減
723 ［915］名	1 ［141］名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を［ ］外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55［3］名	－9［－2］名	41.4歳	7.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を［ ］外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額（千円）
㈱りそな銀行	1,185,565
㈱日本政策投資銀行	800,000
㈱商工組合中央金庫	624,880
㈱日本政策金融公庫	570,320
㈱宮崎銀行	545,795

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,630,244株
(自己株式数254,206株を除く。)

(内訳)
① 普通株式 12,628,944株
② A種優先株式 1,000株
③ B種優先株式 300株

(3) 株主数
① 普通株式 19,432名
② A種優先株式 1名
③ B種優先株式 1名

(4) 大株主

① 普通株式

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
米山　久	5,444	43.10
MTRインベストメント株式会社	675	5.34
オイシックス・ラ・大地株式会社	562	4.45
株式会社ONODERA GROUP	539	4.27
西　陽一郎	439	3.48
石田　克史	219	1.74
ゲームフリーク１号基金投資事業有限責任組合	183	1.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	114	0.90
株式会社NSK	109	0.87
株式会社アップフロントグループ	103	0.82

(注) 持株比率は自己株式（254,206株）を控除して計算しております。

② A種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	1,000	100

③ B種優先株式

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
SB・A２号投資事業有限責任組合	300	100

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第２回新株予約権

当社は、2018年３月８日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役である米山久に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年３月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	2,228個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	1,782,400円（新株予約権１個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　222,800株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年７月１日から2033年８月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年３月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年３月期から2025年３月期までの７事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第３回新株予約権

当社は、2018年３月８日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である小嶋敏夫氏に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年３月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	7,428個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	5,942,400円（新株予約権１個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　742,800株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年７月１日から2033年８月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の割当日	2018年３月26日

（注）新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
2. 受託者より新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、2019年３月期から2025年３月期までの７事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、又は当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

第４回・第５回・第６回新株予約権

当社は、2023年５月29日開催の取締役会において、第三者割当による第4回、第５回及び第６回新株予約権（行使価格修正条項付）（以下「本新株予約権」）の発行を決議し、2023年6月14日に当該新株予約権の発行価格の全額の払込が完了いたしました。概要は以下のとおりとなっております。

割当日	2,023年6月14日
新株予約権の総数（個）※	9,500個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第4回　5,000個 第5回　2,500個 第6回　2,000個
発行価格	総額 4,573,000 円 （第４回新株予約権１個当たり 623 円、第５回新株予約権１個当たり 324 円、第６回新株予約権１個当たり 324 円）
当該発行による潜在株式数	普通株式 950,000 株 第４回新株予約権：500,000 株 第５回新株予約権：250,000 株 第６回新株予約権：200,000 株
資金調達の額	986,423,000 円（注）

行使価格	当初行使価額 第４回新株予約権：770 円 第５回新株予約権：1,200 円 第６回新株予約権：1,500 円 行使価額の修正 当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。）。かかる行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の２取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 100%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。「下限行使価額」は当初500円としますが、各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。 但し、①金融商品取引法第166条第２項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第４項に従って公表されていないものが存在する場合、②直前の行使価額の修正が効力を生じた日（初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日）から６ヶ月が経過していない場合、又は③当該回号の本新株予約権につき、当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社はかかる決議を行うことができません。
募集又は割当て方法	第三者割当による。
割当予定先	EVO FUND
行使期間	2023 年 6 月 15 日（当日を含む。）から 2026 年 6 月 15 日（当日を含む。）までとする。
その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、①当社は割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結する予定です。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地　位	氏　名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
代表取締役会長 兼 社長	米　山　　久	㈱エー・ピーカンパニー ㈱地頭鶏ランド日南 ㈱新得ファーム AP Company International Singapore Pte.Ltd. ㈱カゴシマバンズ 新鮮組フードサービス㈱ ㈱塚田農場プラス PT.APC International Indonesia ㈱リアルテイスト AP Company USA Inc. AP Company Hong Kong Co.Limited AP Place Hong Kong Co. LTD. MTRインベストメント㈱	取締役 取締役 代表取締役 Director 取締役 取締役 取締役 Director 取締役 President Director Director 代表取締役
取締役 上席執行役員	里　見　順　子	㈱エー・ピーカンパニー ㈱地頭鶏ランド日南 ㈱カゴシマバンズ ㈱エーピーアセットマネジメント	取締役 取締役 代表取締役 取締役
取締役	髙　島　郁　夫	㈲BLUE WEDGE	代表取締役
取締役	中　瀬　一　人	㈱ナカセ GOSSO㈱	代表取締役 社外監査役

地　位	氏　名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
取締役 (常勤監査等委員)	姫　野　　彰	㈱エー・ピーカンパニー ㈱地頭鶏ランド日南 ㈱カゴシマバンズ ㈱エーピーアセットマネジメント 新鮮組フードサービス㈱ ㈱塚田農場プラス ㈱リアルテイスト PT.APC International Indonesia	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 Commissioner
取締役 (監査等委員)	田　路　至　弘	岩田合同法律事務所 TANAKAホールディングス㈱	代表パートナー 社外監査役
取締役 (監査等委員)	福　山　将　史	福山公認会計士事務所 ㈱ルーキー ㈱セイムボート ㈱ブロードバンドセキュリティ	所長 代表取締役 代表取締役 社外監査役

(注) 1．当社は、米山久氏が代表取締役を務めるMTRインベストメント㈱との間に研究宿泊施設利用取引契約を締結しております。
2．当社は、里見順子氏が代表取締役を務める㈱カゴシマバンズとの間に子会社保証契約を締結しております。
3．取締役髙島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏は社外取締役であります。
4．当社は、取締役髙島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏について東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．情報収集及び取締役会以外の重要な会議の出席を継続的に行い、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を置いております。
6．監査等委員田路至弘氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査等委員福山将史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
野　本　周　作	2023年９月29日	辞任	当社代表取締役社長執行役員CEO ㈱エー・ピーカンパニー　代表取締役 AP Company International Singapore Pte.Ltd.　Director AP Company USA Inc.　VicePresident/Director ㈱塚田農場プラス　取締役 AP Company Hong Kong Co.Limited　Director PT.APC International Indonesia　VicePresident Director AP Place Hong Kong Co. LTD.　Director ㈱リアルテイスト　取締役 新鮮組フードサービス㈱　代表取締役 ㈱地頭鶏ランド日南　取締役

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役米山久氏、里見順子氏、髙島郁夫氏、中瀬一人氏、姫野彰氏、田路至弘氏及び福山将史氏と、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項に定める費用及び損失の全額又は一部について当社が補償することとしております。また、2023年９月29日をもって取締役を退任いたしました野本周作氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償及びこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員を含む）であり、保険料についてその全額を当社が負担しております。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額	
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	5人 （2人）	56,317千円 (9,600千円)	7,194千円 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3人 （3人）	19,660千円 (19,660千円)	－
合　計 （うち社外取締役）	8人 （5人）	75,977千円 (29,260千円)	7,194千円 （－）

（注）1. 上記の監査等委員でない取締役の支給人員には、2023年9月29日に退任した取締役１名を含んでおります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人給与を含みません）の範囲で取締役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は４名です。

また、上記の基本報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第21期定時株主総会において、監査等委員でない取締役2名に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は５名（うち、社外取締役２名）です。

なお、当社監査等委員である取締役３名の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2020年６月25日開催の第19期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は３名です。

(7) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個人別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等がある場合には、業績連動報酬等に係る指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

4. 非金銭報酬等がある場合には、非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業績連動報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとし、指名報酬諮問委員会の答申を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、取締役会決議により決定する。

なお、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了その他の正当な理由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項なし。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬制度や報酬水準については、取締役の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、取締役会の決議により決定しております。指名報酬諮問委員会は、委員３名で構成され、その過半数は独立社外取締役で構成されております。

なお、指名報酬諮問委員会の委員長は、指名報酬諮問委員会の決議によって独立社外取締役である委員の中から選出しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、取締役会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

監査等委員の報酬水準については、監査等委員の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、監査等委員会の決議により決定しております。

また、当事業年度に係る監査等委員の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、監査等委員会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

以　上

（8）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 髙島郁夫	㈱BLUE WEDGE（代表取締役）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 中瀬一人	㈱ナカセ（代表取締役） GOSSO㈱（社外監査役）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役（監査等委員） 姫野彰	－	－
取締役（監査等委員） 田路至弘	岩田合同法律事務所（代表パートナー） TANAKAホールディングス㈱（社外監査役）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役（監査等委員） 福山将史	福山公認会計士事務所（所長） ㈱ルーキー（代表取締役） ㈱セイムボート（代表取締役） ㈱ブロードバンドセキュリティ（社外監査役）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　名	主な活動状況及び期待される役割に対して行った活動の概要
取締役 髙島郁夫	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 中瀬一人	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 姫野彰	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。過去内部監査と他上場会社の監査役としての経験に基づく専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。さらに、監査等委員会においては、議事の進行を含め議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 田路至弘	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 福山将史	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（千円）	38,400
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額（千円）	―
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	39,660

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」をはじめとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。

② 監査等委員である取締役の内少なくとも1名は、経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。

③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人及び監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会並びに経営会議へ報告する。

④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

② 文書管理部署の管理本部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

② 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。

③ 取締役会の下に毎月４回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

④ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。

② 内部監査室による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。

③ グループ会社各社に当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

② 当該取締役及び使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人などが監査等委員会に報告するための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役その他これらに準ずる役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査等委員会に報告する。なお、当社及びグループ会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは行わない。

② 監査等委員は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

② 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

④ 当社は、監査等委員の職務遂行上必要な費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。また、監査等委員からその職務の執行について生じる費用に前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況

内部統制システムを適正に運用するために、当社は、基本方針に定める各項目について担当部署を定めた上で、内部監査室が監査等委員会との連携により、各担当部署による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。

また、反社会的勢力の排除の具体的な取り組みとして、全ての継続的取引先について、「反社会的勢力への対応に関する規程」の定めに従って、担当部門において新規取引開始時及び定期的に風評情報の収集や外部調査機関の活用を含む調査を実施するとともに、取引契約書において暴排条項の導入を進めております。社員に対しては同規程の周知とともに、警視庁OBを総務関連の嘱託社員として採用の上、全役職員を対象とした教育を実施しています。また、平成24年4月より警視庁特殊暴力対策連合会に入会し情報収集に努めるとともに、万一に備えて、顧問弁護士との緊密な情報交換やシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１か年）における実施状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

(2) 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、監査等委員ではない取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守の状況について監査いたしました。

(3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。

(4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータ管理・廃棄方法の更なる厳格化を図りました。

(5) 取締役会にて、コーポレートガバナンス・コードについての対応状況に関する協議を行い、ガバナンス体制の現状と課題の共有に努めました。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**3,534,454**
現金及び預金	1,649,890
売掛金	924,187
棚卸資産	514,467
未収入金	36,216
その他	409,692
固定資産	**4,742,219**
有形固定資産	**2,862,765**
建物及び構築物	2,422,724
工具、器具及び備品	169,072
その他	270,968
無形固定資産	**15,751**
ソフトウエア	14,824
その他	926
投資その他の資産	**1,863,703**
投資有価証券	195,339
敷金及び保証金	1,389,361
長期前払費用	48,253
繰延税金資産	124,509
その他	111,633
貸倒引当金	△5,394
資産合計	**8,276,674**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**6,182,149**
買掛金	617,204
短期借入金	1,730,631
１年内返済予定の長期借入金	2,487,720
未払金	296,008
未払費用	591,515
未払法人税等	29,351
未払消費税等	351,129
その他	78,588
固定負債	**1,927,042**
長期借入金	1,785,356
繰延税金負債	14,478
その他	127,207
負債合計	**8,109,192**
（純資産の部）	
株主資本	**75,771**
資本金	50,000
資本剰余金	1,904,549
利益剰余金	△1,503,925
自己株式	△374,853
その他の包括利益累計額	**27,953**
為替換算調整勘定	27,953
新株予約権	**8,803**
非支配株主持分	**54,953**
純資産合計	**167,481**
負債純資産合計	**8,276,674**

連結損益計算書（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,598,568**
売上原価		**7,196,334**
売上総利益		**13,402,233**
販売費及び一般管理費		**13,514,097**
営業損失（△）		**△111,863**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,962	
持分法による投資利益	34,591	
為替差益	81,164	
協賛金収入	218	
その他	104,388	224,325
営業外費用		
支払手数料	18,206	
支払利息	87,141	
シンジケートローン手数料	31,594	
株式交付費償却	2,734	
その他	47,063	186,740
経常損失（△）		**△74,278**
特別利益		
固定資産売却益	511	
投資有価証券売却益	1,999	2,511
特別損失		
固定資産除却損	165,545	
減損損失	126,580	
その他	27,282	319,408
税金等調整前当期純損失（△）		**△391,175**
法人税、住民税及び事業税	42,528	
法人税等調整額	8,094	50,622
当期純損失（△）		**△441,798**
非支配株主に帰属する当期純利益		**11,105**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△452,903**

連結株主資本等変動計算書（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	1,425,042	△1,051,021	△374,853	49,167
当期変動額					
新株の発行	246,253	246,253	－	－	492,507
資本金から剰余金への振替	△246,253	246,253	－	－	－
剰余金の配当	－	△12,999	－	－	△12,999
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△452,903	－	△452,903
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	479,507	△452,903	－	26,603
当期末残高	50,000	1,904,549	△1,503,925	△374,853	75,771

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△16,458	△16,458	7,724	78,007	118,441
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	492,507
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△12,999
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△452,903
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44,412	44,412	1,078	△23,053	22,437
当期変動額合計	44,412	44,412	1,078	△23,053	49,040
当期末残高	27,953	27,953	8,803	54,953	167,481

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　16社

連結子会社の名称

㈱エー・ピーカンパニー
㈱地頭鶏ランド日南
㈱新得ファーム
AP Company International Singapore Pte., Ltd.
㈱エーピーアセットマネジメント
エー・ピー投資事業有限責任組合
㈱カゴシマバンズ
新鮮組フードサービス㈱
AP Company USA Inc.
AP Company Kalakaua LLC
㈱塚田農場プラス
AP Bijinmen 1 LLC
AP Company Hong Kong Co.,Limited.
PT.APC International Indonesia
㈱リアルテイスト
AP Place Hong Kong Co., LTD.

(2) 非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託（A01）
時価発行新株予約権信託（A02）
時価発行新株予約権信託（A03）

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

（2）持分法を適用した関連会社の数　1社

持分法を適用した関連会社の名称

㈱豊洲漁商産直市場

（3）持分法を適用しない非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託（A01）

時価発行新株予約権信託（A02）

時価発行新株予約権信託（A03）

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエー・ピー投資事業有限責任組合、PT.APC International Indonesiaの決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分総額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

（イ）商品、原材料
最終仕入原価法
（ロ）製品、仕掛品
月別総平均法

③デリバティブ
時価法によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
（イ）有形固定資産
主として定率法によっております。但し、当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　８～15年
工具、器具及び備品　　５～８年
（ロ）無形固定資産
定額法によっております。
ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の５ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

①販売事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・産品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種業態事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

②生産流通事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね１ヶ月以内に支払いを受けております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ

（ヘッジ対象）借入金

③ヘッジ方針

借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	4,742,219千円
減損損失	126,580千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、店舗事業を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中に見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	124,509千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	98,628千円
有形固定資産「その他」	70,185千円
合計	168,813千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	339,500千円
１年内返済予定の長期借入金	27,876千円
長期借入金	78,598千円
合計	445,974千円

2．有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　6,058,805千円

3．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
	2,000,000千円

4．財務制限条項

当社グループは金融機関と貸出コミットメント契約及びシンジケートローン契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触いたしましたが、該当状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	金額
東京都他	国内外食店舗 (計9店舗)	建物及び構築物	58,843
		工具、器具及び備品	8,274
		その他	2,122
		合計	69,241
東京都	遊休資産	ソフトウェア	34,876
		その他	3,066
		合計	37,942
米国	海外外食店舗 (計1店舗)	建物及び構築物	18,306
		工具、器具及び備品	1,090
		合計	19,396

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件毎にてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額126,580千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価額を算定しており、将来キャッシュ・フローを9.67%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,266,150	617,000	－	12,883,150
A種優先株式（株）	1,000	－	－	1,000
B種優先株式（株）	300	－	－	300

（注）普通株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	236,206	18,000	－	254,206

（注）自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものであります。

3．配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	11,073千円	11,073円25銭	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年6月27日定時株主総会	B種優先株式	資本剰余金	1,926千円	6,422円49銭	2023年3月31日	2023年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	79,812千円	79,812円61銭	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年6月27日定時株主総会	B種優先株式	資本剰余金	13,887千円	46,291円31銭	2024年3月31日	2024年6月28日

4．当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5．新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的とする株式の種類及び数

普通株式　1,298,600株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に販売事業を行うための店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金の一部に対し、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、財務部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 敷金及び保証金	1,389,361	1,170,380	△218,981
資産計	1,389,361	1,170,380	△218,981
(2) 長期借入金	4,273,077	4,185,488	△87,588
(3) リース債務	7,886	5,701	△2,185
負債計	4,280,963	4,191,189	△89,774

（注１）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

（注３）長期借入金には１年内の期限到来分を含めて記載しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※１）	140,680
組合出資金（※２）	54,658

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,649,890	－	－	－
売掛金	924,187	－	－	－
合計	2,574,077	－	－	－

（注）敷金及び差入保証金については、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

（注４）長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	2,487,720	229,990	235,332	228,060	209,658	882,313
リース債務	3,240	1,742	1,742	1,161	－	－
合計	2,490,961	231,733	237,075	229,222	209,658	882,313

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	1,170,380	－	1,170,380
長期借入金	－	4,185,488	－	4,185,488
リース債務	－	5,701	－	5,701
合計	－	5,361,570	－	5,361,570

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

(千円)

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	－	17,325,234	17,325,234
中食販売	－	2,507,527	2,507,527
卸売販売	736,281	－	736,281
顧客との契約から生じる収益	736,281	19,832,762	20,569,043
その他の収益	－	29,525	29,525
外部顧客への売上高合計	736,281	19,862,287	20,598,568

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

外食店舗・中食販売は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・産品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯(客単価3,500円～4,500円）の外食店舗等において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

卸売販売事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね１ヶ月以内に支払いを受けております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約負債の残高等

当連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（千円）

	期首残高	期末残高
契約負債	95,029	44,475

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は55,306千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約及び当社グループ製品のライセンスの販売のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	△102円14銭
２．１株当たり当期純損失	△37円80銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純損失	△452,903千円
普通株主に帰属しない金額	12,999千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	△465,903千円
普通株式の期中平均株式数	12,325千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**2,135,105**
現金及び預金	739,102
売掛金	16,246
商品	17,387
前払費用	196,186
関係会社短期貸付金	870,173
関係会社立替金	4,700,214
未収入金	28,869
貸倒引当金	△4,436,410
その他	3,335
固定資産	**3,691,601**
有形固定資産	**1,829,754**
建物及び構築物	1,594,172
工具、器具及び備品	106,588
建設仮勘定	75,400
その他	53,592
無形固定資産	**10,421**
ソフトウエア	10,421
投資その他の資産	**1,851,425**
投資有価証券定期積金	131,557
関係会社株式	438,875
関係会社出資金	54,658
敷金及び保証金	1,066,168
長期前払費用	24,963
繰延税金資産	31,030
貸倒引当金	△5,394
その他	109,566
資産合計	**5,826,706**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**4,521,731**
買掛金	14,655
１年内返済予定の長期借入金	2,386,400
未払金	81,203
未払費用	401,869
未払法人税等	3,202
未払消費税等	24,200
預り金	13,840
短期借入金	1,300,406
関係会社短期借入金	150,000
関係会社未払金	81,086
前受収益	34,792
関係会社事業損失引当金	27,227
その他	2,847
固定負債	**1,143,532**
長期借入金	1,070,000
長期預かり保証金	62,240
資産除去債務	3,365
その他	7,926
負債合計	**5,665,264**
（純資産の部）	
株主資本	**152,638**
資本金	50,000
資本剰余金	1,904,549
その他資本剰余金	1,904,549
利益剰余金	△1,427,057
利益準備金	5,925
その他利益剰余金	△1,432,983
圧縮積立金	12,321
繰越利益剰余金	△1,445,304
自己株式	△374,853
新株予約権	**8,803**
純資産合計	**161,441**
負債純資産合計	**5,826,706**

損益計算書（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,042,780**
売上原価		**341,432**
売上総利益		**1,701,348**
販売費及び一般管理費		**1,741,227**
営業損失（△）		**△39,879**
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,758	
為替差益	38,447	
協賛金収入	218	
還付金収入	18,019	
その他	15,263	87,708
営業外費用		
支払手数料	18,206	
支払利息	68,522	
シンジケートローン手数料	31,594	
株式交付費償却	2,734	
その他	15,428	136,487
経常損失（△）		**△88,657**
特別利益		
固定資産売却益	403	
投資有価証券売却益	1,999	**2,403**
特別損失		
固定資産除却損	39,517	
減損損失	204,041	
関係会社貸倒引当金繰入額	18,556	262,115
税引前当期純損失（△）		**△348,369**
法人税、住民税及び事業税	3,276	
法人税等調整額	45,629	48,906
当期純損失（△）		**△397,276**

株主資本等変動計算書（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	資本金	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	50,000	－	1,425,042	1,425,042	5,925	13,895	△1,049,601	△1,029,781
当期変動額								
新株の発行	246,253	246,253	－	246,253	－	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－	－	△1,573	1,573	－
資本金から剰余金への振替	△246,253	－	246,253	246,253	－	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	△247,553	247,553	－	－	－	－	－
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	－	1,300	△1,300	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△12,999	△12,999	－	－	－	－
新株予約権の発行	－	－	－	－	－	－	－	－
新株予約権の行使	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	－	△397,276	△397,276
当期変動額合計	－	－	479,507	479,507	－	△1,573	△395,702	△397,276
当期末残高	50,000	－	1,904,549	1,904,549	5,925	12,321	△1,445,304	△1,427,057

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△374,853	70,407	7,724	78,132
当期変動額				
新株の発行	－	492,507	－	492,507
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	－	－	－
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	－	－	－	－
剰余金の配当	－	△12,999	－	△12,999
新株予約権の発行	－	－	4,573	4,573
新株予約権の行使	－	－	△3,494	△3,494
当期純損失（△）	－	△397,276	－	△397,276
当期変動額合計	－	82,230	1,078	83,309
当期末残高	△374,853	152,638	8,803	161,441

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券
関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品……最終仕入原価法による原価法

(3) デリバティブ
時価法によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産……定率法
但し、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　　８～15年
工具、器具及び備品　　５～８年

(2) 無形固定資産……定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の５ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

5．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ
（ヘッジ対象）借入金

(3) ヘッジ方針
借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)
1．貸倒引当金
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社立替金	3,845,612千円
関係会社短期貸付金	590,798千円
その他	5,394千円
貸倒引当金	4,441,805 千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社は、保有する連結子会社向けの債権に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。連結子会社の財政状態の悪化により支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上することにより、当社の計算書類に影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	1,829,754千円
減損損失	204,041千円

（2）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、店舗事業を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中に見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌会計年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

3．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	31,030千円

（2）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　3,943,745千円

2．保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

㈱地頭鶏ランド日南	55,570千円
㈱カゴシマバンズ	16,798千円
㈱リアルテイスト	71,147千円
合計	143,515千円

3．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
	2,000,000千円

4．財務制限条項

当社は金融機関と貸出コミットメント契約及びシンジケートローン契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度において多額の営業損失を計上したことで、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触いたしましたが、該当状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

5．顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債（注）　34,792千円

(注) 貸借対照表のうち流動負債の「前受収益」に計上しております。

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

営業取引（収入分）	1,622,116千円
営業取引（支出分）	13,718千円
営業取引以外の取引（収入分）	15,749千円
営業取引以外の取引（支出分）	3,008千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	236,206	18,000	－	254,206

（注）自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,218,145 千円
資産除去債務費用	42,700 千円
減損損失	138,416 千円
関係会社株式評価損	841,669千円
税務上の繰越欠損金	735,614千円
その他	2,731千円
繰延税金資産小計	2,979,277千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△715,142千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△2,225,529千円
評価性引当額小計	△2,940,671千円
繰延税金資産合計	38,605千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△6,515千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,059千円
繰延税金負債合計	△7,575千円
繰延税金資産の純額	31,030千円

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	㈱エー・ピーカンパニー	東京都港区	1,000千円	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	利息の受取(注)2	568	関係会社短期貸付金	85,000
							経営指導料	612,310	関係会社立替金	3,914,424
							業務委託契約料	368,150		
							資産転貸借料	280,078		
連結子会社	㈱地頭鶏ランド日南	宮崎県日南市	4,200千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接100%	役員の兼任	債務保証(注)1	55,570	–	–
							利息の支払(注)2	3,008	関係会社短期借入金	150,000
連結子会社	AP Company International Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	4,500千SGD	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	利息の受取(注)2	3,170	関係会社短期貸付金	160,899
							経営指導料	17,610	関係会社立替金	76,725
							業務委託契約料	1,510		
連結子会社	AP Company USA Inc.	アメリカ合衆国	500千USD	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	利息の受取(注)2	6,355	関係会社短期貸付金	356,966
							資金の貸付	45,006		
							経営指導料	4,560	関係会社立替金	182,722
							業務委託契約料	600		

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	㈱塚田農場プラス	東京都港区	20,000千円	宅配弁当の販売	(所有)直接100%	役員の兼任	業務委託契約料	31,840	関係会社未払金	61,361
連結子会社	㈱新得ファーム	北海道上川郡	3,000千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接100%	役員の兼任	利息の受取(注)2	1,885	関係会社短期貸付金	94,000
							―	―	関係会社立替金	216,434
連結子会社	㈱リアルテイスト	東京都港区	10,000千円	飲食店経営	(所有)間接100%	役員の兼任	債務保証(注)1	71,147	―	―
							経営指導料	30,910	関係会社立替金	38,439
							業務委託契約料	34,300		
連結子会社	㈱カゴシマバンズ	鹿児島県霧島市	31,500千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接49.25%間接25.0%	役員の兼任	債務保証(注)1	16,798	―	―
							業務委託契約料	260	関係会社立替金	468
連結子会社	AP Place Hong Kong Co., LTD.	香港	14.70千HKD	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	利息の受取(注)2	1,791	関係会社短期貸付金	131,000
							資金の貸付	50,000		
							経営指導料	37,990	関係会社立替金	188,761
							業務委託契約料	2,490		
連結子会社	PT.APC International Indonesia	インドネシア	12,969百万IDR	飲食店経営	(所有)直接1.0%間接99.0%	役員の兼任	利息の受取(注)2	841	関係会社短期貸付金	42,308
							経営指導料	14,240	関係会社立替金	71,939
							業務委託契約料	1,510		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1．金融機関からの借入について債務保証を行ったものであります。
なお、保証料の受取は行っておりません。

2．貸付及び借入金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料となります。経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料においては、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額	△98円27銭
2．1株当たり当期純損失	△33円29銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失	△397,276千円
普通株主に帰属しない金額	12,999千円
普通株式に係る当期純損失	△410,276千円
普通株式の期中平均株式	12,325千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　相馬　裕晃
指定社員 業務執行社員　公認会計士　梶原　大輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会　御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　相馬裕晃
指定社員 業務執行社員　公認会計士　梶原大輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、一部WEB会議システムを活用した重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月29日

株式会社エー・ピーホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　姫　野　　彰　㊞

監査等委員　田　路　至　弘　㊞

監査等委員　福　山　将　史　㊞

（注）監査等委員　姫野彰、監査等委員 田路至弘及び監査等委員 福山将史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

としま産業振興プラザ　６階多目的ホール
東京都豊島区西池袋２-37-４

交　通

ＪＲ他各線「池袋駅」
西口より徒歩約10分
メトロポリタン改札より徒歩約7分

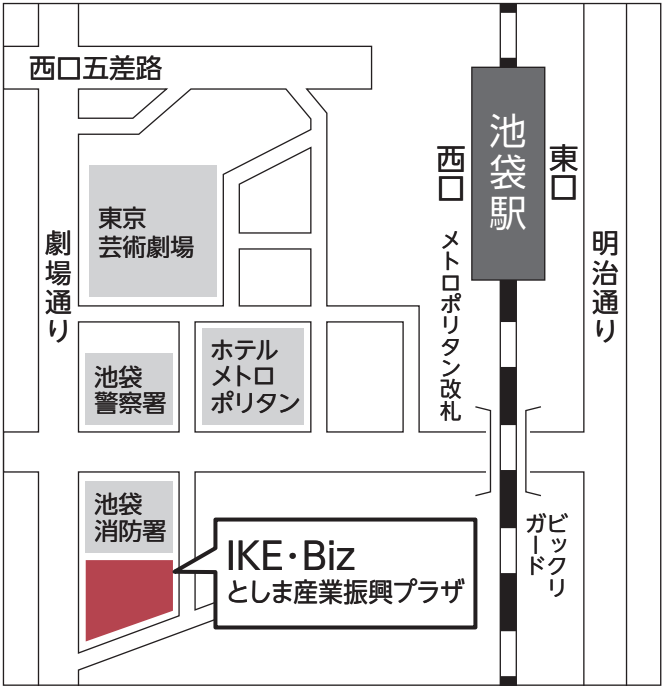

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお飲み物及びお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。